

郵送による猟銃及び空気銃の所持許可手続の流れ（新規所持許可者）

1 猟銃等講習会の受講申込みを行う

- (1) 電話により、住所地を管轄する警察署（以下「警察署」という。）に受講申込みの予約をします。
- (2) 猟銃等講習受講申込書（顔写真を貼付したもの）を申込みした警察署に簡易書留で郵送します。
郵便は、**講習開催日の10日前（必着のこと）**までに警察署に郵送して下さい。
ア 初心者講習会手数料（山形県収入証紙 6,800円）を申込書に貼付して同封する。
イ 初心者講習用教材（約300g）の事前配付の希望者は、簡易書留郵送に必要な額の郵便切手（定形外郵便 710円）を貼付したA4サイズの封筒（住所及び氏名を記載したもの）を同封する。
- (3) 警察署から郵送により講習用教材を受け取ります（希望者）。

2 猟銃等講習会を受講する

教材の事前配付を希望しなかった人は、講習会前に教材を受け取ります。

3 講習修了証明書を受領する

講習修了証明書は即日交付を受けられます（講習終了と認められる場合）。

4 教習資格認定申請を行う（警察署の窓口で。郵送不可。） ※空気銃を除く。

教習資格認定証の受領、射撃教習に係る猟銃用火薬類等譲受許可の申請及び猟銃用火薬類等譲受許可証の受領に係る一連の手続は郵送により行うことができます。郵送による手続を希望する場合は、申請した警察署窓口で、手続の流れを説明する書類、猟銃用火薬類等譲受許可申請書の様式及び当該申請書の記載要領を受け取り、説明を受けて下さい。

5 教習資格認定証を受領する（警察署で保管します。） ※空気銃を除く。

猟銃用火薬類等譲受許可申請を行う

猟銃用火薬類等譲受許可証の受領

- (1) 郵送による手続を希望する場合は、教習資格認定が決定した旨の電話を受けた際に、猟銃用火薬類等譲受許可申請書を簡易書留により警察署に郵送します。
ア 手数料（山形県収入証紙 2,400円）を申請書に貼付し同封して郵送する。
イ 教習資格認定証及び猟銃用火薬類等譲受許可証の簡易書留郵便に必要な額の郵便切手（定形外郵便 430円）を貼付したA4サイズの封筒（申請者の住所及び氏名を記載したもの）を同封する。
- (2) 教習資格認定証は警察署で保管し、猟銃用火薬類等譲受許可の申請が行われたときは、申請者から提示されたものとして取り扱います。
- (3) 教習資格認定証及び猟銃用火薬類等譲受許可証は簡易書留により郵送されます。

6 射撃教習の受講 ※空気銃を除く。

教習修了証明書の受領

教習射撃場で射撃教習を受講し、教習修了証明書を受領します。

7 所持許可申請を行う（警察署の窓口で。郵送不可。）

警察署の窓口で所持許可申請を行います（郵送不可）。

8 所持許可証の受領

- (1) 所持許可をした旨の電話を警察署から受けた際に、所持許可証（13.1×9.4cm、約35g）の郵送による受取りを希望する旨を告げ、所持許可証の簡易書留郵便に必要な額の郵便切手（定形郵便利用 402円）を貼付した定形郵便封筒（住所及び氏名を記載したもの）を警察署に簡易書留により郵送します。
- (2) 所持許可証を簡易書留により受領します。

9 猟銃等の確認（法第4条の4）

※ 本紙に記載した郵便料金は標準的な金額です。郵送料金は封筒の大きさ、重さにより変わります。